

原電東海第二発電所における可燃性ガス濃度制御系流量変換器 の入力基準値の不適切な設定について

平成18年8月9日
茨城県生活環境部原子力安全対策課

1 点検の経緯

- (1) 原子力安全・保安院は、本年7月6日に東京電力福島第一原子力発電所6号機の可燃性ガス濃度制御系(FCS)の流量指示値が誤って表示されていたことを踏まえ、同発電所に設置されているすべての計器について適正な指示値を示しているか、点検を行うよう指示した。
- (2) 原電は、東京電力における事案を踏まえ本年8月1日、東海第二発電所において、FCS流量計を点検した結果、校正の誤り^{注1}を確認した。
なお、8月2日までに再校正が終わり、健全性の確認を実施し、問題ないことを確認している。

注1 FCSの入口流量計(ドライウェルからFCSへ入る部分)について、校正に用いる入力基準値に誤りがあった。

これにより、本来定格流量 $255\text{Nm}^3/\text{h}$ のところ、流量計は $220\text{Nm}^3/\text{h}$ を示すこととなり、不安全側となっていた。

2 原因調査について

- (1) 点検記録
 - ・ 第13回(平成6年)から第19回(平成14年)の定期検査までは入力基準値が仕様表どおりの校正記録と、仕様表と異なる校正記録の2通りの校正記録が存在していた。
- (2) 入力基準値変更の経緯
 - ・ 設備に異常や改造実績がなく、流量が確保されていたことから、計測系の問題により、流量計の指示値が見かけ上、適切に表示されていないと考え、入力基準値を変更したものと推定
 - ・ 入力基準値が誤ったままであったのは、校正は前年の校正記録に基づいて行うことが通常の校正手順であることから、当該手順が継続されたためと推定

3 県の対応

- ・ 原電に対し、原子力安全協定に基づき、事実関係、原因究明及び再発防止策について、来る9月8日(金)までに報告するよう求めた。(別添参照)
なお、報告を受けた後、必要に応じて立入調査を行う。